

第1号議案

平成28年度に実施した事業の概要

概況

平成28年度(2016年度)は、中東からの難民・移民問題を契機とした英国のEU離脱、トランプ大統領の誕生、更には中国の貪欲な海洋進出など、世界の政治・経済情勢はより一層不確実性の高い時代へ突入した年であった。

水産生物資源や海洋環境も世界的な規模で大きく変わりつつある。世界的なイカの未曾有の大不漁は、一般に広く報道されるほどになった。遠洋トロール漁業等を取り巻く環境も、遠洋トロール漁船団の主体漁場である天皇海山において漁獲量の不振が引き続き関係漁業者の経営にとって厳しい状況であった。一方、天皇海山漁場の代替としてNAFO水域において、平成28年度(2016年度)から本格着業が行われ、また、SIOFA(南インド洋漁業委員会)水域においても一定の操業の目途が立った。加えて一昨年からの燃油が低価格で安定し、魚価は高い状況が続くなど明るい材料もあった。

全般的に厳しい経営環境の下、当協会会員による平成28年度(2016年度)の操業実績は、各国の200海里内及び公海水域を含め延べ隻数18隻・総生産金額108億円・総漁獲量49,100トン(合弁事業を含む)であり、前年実績から2,500トン減少した。

当協会は、遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の維持・開発を第一の中心事業として実施している。公海漁場規制が強まる中で遠洋トロール漁船団の安定的な操業維持のためには、利用可能な複数の漁場の組み合わせが必要不可欠である。その一環として諸外国の200海里水域での操業の機会の再確保・利用を検討することが必要であり、遠洋漁業対策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現が図られるような制度的工夫(サスペンド制度)を水産庁・関係省庁や政府の水産部会などへ提言した。

「がんばる漁業支援事業」で建造した第五十一開洋丸の補助事業は平成28年(2016年)8月で無事終了した。第五十一開洋丸は、SIOFA(南インド洋漁業委員会)水域を主体に操業をしたが、当該水域の新漁場開発も年々改善され、補助事業の最終年度は漁獲も堅調で右肩上がりで補助事業を終えた。

また、遠洋トロール漁業等は、公海漁場等における我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っている。当協会は、漁船漁業再構築のため各

種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁への働きかけを行った。

加えて現在、当協会会員の操業対象水域である NPFC (天皇海山)、NAFO、CCAMLR、SEAFO、SIOFA 水域を管理する関係国際機関の会議等に当該水域での操業の維持確保のため当協会から積極的に職員等を派遣し、官民協力して漁場・操業機会の確保に努めた。

また、水産資源以外の生物種の保護やその生息環境の保護を求める環境保護活動が年々強まる中であって、(一社)大日本水産会と共に ICFA (国際水産団体連合会) や FAO に対し、水産資源の利用確保手段としてトロール漁業など漁船漁業の活動の必要性を訴え理解を求めた。

I. 国際対策事業

平成 28 年度 (2016 年度) も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に協会職員等を派遣し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

①本条約は 2015 年 7 月に正式に発効した。現在の加盟国は、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国 (2017 年 2 月加盟) である。2016 年 4 月、VME 科学小委員会、クサカリツボダイ科学小委員会、漁業者との意見交換を含む第 1 回科学委員会が開催され、また、同年 8 月、第 2 回本会合が開催され、これまで暫定措置、自主的措置として実施してきた資源管理措置について一部変更 (VME 遭遇時の移動距離を 5 マイルから 2 マイルに変更等) を加え、正式な NPFC の保存管理措置として承認された。なお、我が国の自主的管理措置であるクサカリツボダイの漁獲上限は引き続き自主的措置として運用する事となった。

②天皇海山における 2016 年 (暦年) の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 191 トン、キンメダイ 3,784 トン、全体で 5,446 トンと、2012 年の豊漁から 4 年連続で水揚げ量が低迷した。特にクサカリツボダイは、2014 年から日本は自主的措置 (漁獲上限 15,000 トン) に対して水揚げ量は設定数

量に遠くおよばなかった。

(2) ベーリング公海条約

2016年10月31日から11月11日まで第21回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。1993年から23年間に亘ってモラトリアムが実施されてきているが、アリューシャン海盆の資源量が167万トン以下であるとして、漁獲可能水準(AHL)がゼロとされ、2017年も引き続きモラトリアムを継続することになった。日本は引き続きAHL決定ルールの見直しを提案し、韓国も同様の内容を提案したが、議論が深まらなかった。

2. 南方水域関係

(1) NAFO (北西大西洋漁業機関)

2016年9月にキューバで開催された年次会合では、2017年漁期の日本の漁獲枠は、2016年と同じカラスガレイ1,124トン、アカウオ550トンなどとなった。NAFOの漁獲管理規則(HCR)に基づき、科学委員会はカラスガレイの漁獲許容量を2016年比5%減とすることを勧告したが、我が国は2016年の科学調査等の不備を指摘し、カナダ、EUと協働し2016年水準の枠を実現した。また、作業が遅れていたHCRの基となるカラスガレイの資源管理戦略評価(MSE)の見直しの早期着手についても関係国と協働し、2016年から開始することを実現した。更に、2016年には8年ぶりにNAFO水域で操業を開始した当協会会員の加藤漁業(株)所属第六十八福吉丸の操業の安定化を図るため、引き続きカナダとの間で協力事業を実施し、2017年はカナダとの間でカラスガレイ100トンに移譲し、赤魚625トン、マコガレイ(yellowtail flounder)1,000トンを譲り受けることとなった。

(2) CCAMLR (南極生物保存条約)

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船のみが操業中であり、2016年11月に開催された年次会合では、日本の調査操業・開発漁業提案について厳しい議論が行われた結果、日本が関係する海域の漁獲枠は総計で3,979トン(前年4,135トン)となった。また、日本の開発漁業水域に新たにウルグアイが申請を行ったが、関係国の理解が得られなかった。海洋保護区(MPA)設定については、ロス海海域について昨年の中国の基本合意に加えロシアが合意したことから35年間のMPAが初めて設定されたが、その他海域は議論が平行線のまま引き続き継続協議となった。

(3) ニュージーランド水域

2016年5月にNZ政府がEEZ内での操業漁船のNZ籍化を義務付ける法律を施行したことにより、トロール船1隻がNZに転籍を行い操業の継続を図ったが、このNZへの転籍問題を契機として、今後、船舶の売却を要せず転籍が

可能となるような制度構築（日本船籍のサスペンド等）を求めて関係各方面に働きかけ、将来の外国 EEZ 内での操業機会確保の途を探った。

(4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2016年11月28日～12月2日に南アフリカ・ポートエリザベスで第13回SEAFO年次会議が開催され、2017年、2018年の2年間の漁獲可能量として、日本漁船の漁獲対象であるメロ266トン（前年264トン）、マルズワイガニ380トン（前年390トン）のTACを決定した。また、2017年の我が国の開発漁業計画が承認された。

(5) 南インド洋漁業委員会（SIOFA）及び南インド洋深海漁業協会（SIODFA）

①南インド洋漁業条約（SIOFA：2012年6月発効）の第3回年次会合は2016年7月仏領海外県レユニオンで開催され、新たに事務局長が選任されるとともに、オブザーバー乗船を含む底魚漁業暫定管理措置や漁船登録等の各種手続き規則等が決定された。また、第3回年次会合では、引き続き今後1年間刺し網を使用しないことが勧告された。同海域では、前年に引き続き、加藤漁業（株）の第五十八富丸と八戸機船漁業協同組合所属（開洋漁業（株）操業）第五十一開洋丸の2隻が操業した。第五十一開洋丸は、がんばる漁業復興支援事業の補助対象最終年の枠組みの下で操業した。今後も当海域は、天皇海山等の代替漁場として益々重要度を増してくる。

②一方、この水域で操業する豪、クック諸島及び日本のトロール漁業者が設立した民間団体である南インド洋深海漁業協会（SIODFA）は、SIOFAに対して漁獲努力量（隻数）の制限を強く求めている。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

(1) 国連深海底魚漁業レビューワークショップ

政府からの要請を受け、2016年8月1日、2日に国連本部で開催された同ワークショップ（WS）に職員を派遣した。同WSでは、VME保護に対するこれまでの地域管理漁業機関（RFMO）の取り組みに大きな進歩があったと評価されたが、各RFMOにおけるVMEの閾値の不統一が指摘された。一方で各RFMOの多様性をもった取り組みの良さも認識された。

(2) ナミビア対策

ナミビアにおけるカニ漁業合併事業の安定化の要請を行うため、海外漁業協力財団の要人招請プログラムにより、2017年2月19日～25日までナミビア漁業省次官を受け入れた。

(3) 国際海事機構（IMO）

（一社）大日本水産会の要請を受け、2017年1月30日～2月3日まで英国ロ

ンドンにおいて開催された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW-F）の改正作業に職員を派遣し、今後の STCW-F の批准に向けた動向をモニターした。

(4) 国際水産連合（ICFA）

遠洋トロール漁業の操業への支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して国際水産連合（ICFA）総会へ参加し、諸外国の漁業団体及び FAO との協力を行った。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとって TPP、EPA、WTO 等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

(3) エコラベルへの取り組み

（一社）大日本水産会を事務局として立ち上げられた「MEL(マリン・エコラベル)ジャパン」は、2016年12月に（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会として法人化し、新たな活動展開を図ったが、その活動に対して引き続き積極的に関与・協力を行った。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業について、円滑な手続き実施に努めた。しかし、平成 26 年度（2014 年度）途中からの原油安を契機に、平成 26 年度（2014 年度）第 3 四半期から補填は発動されていない。

(5) 資源管理計画・漁業所得補償対策

資源管理計画を策定・実施することを条件に、漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」に加入している漁船に対し、指導・支援を行った。また、既存の計画期間が平成 28 年（2016 年）12 月をもって終了したことから新たな計画に基づき事業を継続することとした。

(6) がんばる漁業復興支援事業

当協会会員の開洋漁業（株）（八戸）が東日本大震災にともなう津波で失った「第五天州丸」の代船として建造された「第五十一開洋丸」が、天皇海山とインド洋を対象に「がんばる漁業復興支援事業」の下、平成 28 年（2016 年）8 月 24 日をもって補助事業を終了した。事業 3 年度目もインド洋を主体に操業し、水揚げ数量は計画を下回ったものの、金額では計画とほぼ同程度を確保し、収支は償却前利益で 4.5 千万円の黒字を計上した。操業の習熟度が高まるにつれ 3 年間の水揚げ金額は右肩上がりとなり、燃油消費量も計画以上の省エネ効果があることが認められ、漁業経営の継続および次世代代船建造が十分に見込める数字となった。

当事業は、補助事業は終了したものの、平成 30 年（2018 年）8 月までが事業期間となっており、今後も収益性向上の取り組みについて、状況確認等を実施する。

(7) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な経費の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(8) その他

将来の遠洋漁業の活路を開拓するため裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となるよう船籍登録の一時停止制度（船籍サスペンド制度）の導入を求める働きかけを国会議員及び関係機関に対して行うことや、当協会員に対し、関係省庁・関係団体等の関連情報の提供をメールや書類等で行い、本協会務の円滑な運営を図った。